



長野県指令 2 県協第 4 号の 85

安曇野市豊科 4906 番地 3
特定非営利活動法人 VRAVO N plus

令和 3 年 2 月 22 日付けで申請のありました定款変更を、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により認証します。

令和 3 年（2021 年）3 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一





定款変更認証申請書

2021年2月20日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地

〒399-8205

長野県安曇野市豊科4906番地3

名称 特定非営利活動法人 VRAVO N plus

代表者氏名 望月雄内

電話番号 0263-75-2161

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、下記のとおり定款を変更することについて認証を受けたいので申請します。

記

1 変更の内容

| 変更後 | 現 行 |
|--|--|
| (事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①～⑥ 省略 (2)その他の事業 ①.インターネットを活用した、 スポーツ関連物品・用品の販 売をする事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第 1号に掲げる事業に支障がない限り行うも のとし、利益を生じた場合は、同項第1号 に掲げる事業に充てるものとする。 | (事業) 第5条 この法人は、その目的を達成す るため、次の特定非営利活動に係る事業 を行う。 (1)～(6) 省略 |
| (資産の区分) 第39条 この法人の資産は、これを分け て特定非営利活動に係る事業に関する資産 及びその他の事業に関する資産の2種とす る。 | |
| (資産の管理) 第40条 省略 | (資産の管理) 第39条 省略 |
| (会計の原則) 第41条 省略 | (会計の原則) 第40条 省略 |



| | |
|--|---------------------------|
| (会計の区分) 第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。 | |
| (事業計画及び予算) 第43条 省略 | (事業計画及び予算) 第41条 省略 |
| (暫定予算) 第44条 1、2 省略 | (暫定予算) 第42条 1、2 省略 |
| (予算の追加及び更正) 第45条 省略 | (予算の追加及び更正) 第43条 省略 |
| (事業報告及び決算) 第46条 1、2 省略 | (事業報告及び決算) 第44条 1、2 省略 |
| (事業年度) 第47条 省略 | (事業年度) 第45条 省略 |
| (臨機の措置) 第48条 省略 | (臨機の措置) 第46条 省略 |
| (定款の変更) 第49条 省略 | (定款の変更) 第47条 省略 |
| (解散) 第50条 1、2、3 省略 | (解散) 第48条 1、2、3 省略 |
| (残余財産の帰属) 第51条 省略 | (残余財産の帰属) 第49条 省略 |
| (合併) 第52条 省略 | (合併) 第50条 省略 |
| (公告の方法) 第53条 省略 | (公告の方法) 第51条 省略 |
| (細則) 第54条 省略 | (細則) 第52条 省略 |
| 附則 1 ~ 6 省略 | 附則 1 ~ 6 省略 |

2 変更しようとする時期
長野県知事の認証を得た日から

3 変更の理由

新型コロナウイルス感染症の流行により、当初の事業を遂行することが困難なため



特定非営利活動法人 VRAVO N plus 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 VRAVO N plus という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県安曇野市豊科4906番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、総合型地域スポーツ団体として、公共性の高いスポーツ団体を目指し、スポーツを通じて青少年の健全な育成と、幅広い年代の人々がスポーツを正しく理解し楽しむことが可能な事業を行う。そして地域におけるスポーツの発展に寄与するとともに、行政、企業、その他団体と提携及び連携しながら豊かな地域社会作りを支援し、また地域から世界への知見を広げ、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 健康維持促進のためのセミナー事業
 - ② 行政・企業と連携し、スポーツによる「まちづくり」を促進する事業
 - ③ 幅広い年代の人々が楽しめるスポーツ文化を発展させる事業
 - ④ 海外のスポーツ発展途上国を支援・活性化させる事業
 - ⑤ スポーツを通じて子どもの健全な育成を図る事業
 - ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① インターネットを活用した、スポーツ関連物品・用品の販売をする事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
(2) 監事 1名
2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。